

国土交通省告示第五十四号（平成二十五年十月二十九日）

○エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を定める  
 件（平成十二年建設省告示第四百十四号）（抄）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の四第一項第二号、第二項及び第三項第七号の規定に基づき、エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を次のように定める。</p> <p>第一〜第四（略）</p> <p>第五 令第二百二十九条の四第三項第七号に規定する屋外に設けるエレベーターの風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 屋外に設けるエレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないものにあつては、固定荷重、積載荷重及び風圧力によつて、主要な支持部分（令第二百二十九条の四第一項に規定する主要な支持部分をいう。以下同じ。）に生ずる力を計算すること。</p> <p>二 主要な支持部分の断面に生ずる短期の応力度を次の式によつて計算すること。</p> $\sigma = G_1 + \alpha_1 (G_2 + P) + W$ <p>この式において、<math>W</math>は、令第八十七条に規定する風圧力によつて生ずる力を、<math>G_1</math>、<math>\alpha_1</math>、<math>G_2</math>及び<math>P</math>は、令第二百二十九条の四第二項の表に規定するものとする。</p> <p>三 前号の規定によつて計算した各応力度が、令第三章第八節第</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の四第一項第二号、第二項及び第三項第五号の規定に基づき、エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を次のように定める。</p> <p>第一〜第四（略）</p> <p>第五 令第二百二十九条の四第三項第五号に規定する屋外に設けるエレベーターの風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 屋外に設けるエレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないものにあつては、固定荷重、積載荷重及び風圧力によつて、主要な支持部分に生ずる力を計算すること。</p> <p>二 主要な支持部分の断面に生ずる短期の応力度を次の式によつて計算すること。</p> $\sigma = G_1 + \alpha_1 (G_2 + P) + W$ <p>この式において、<math>\sigma</math>及び<math>W</math>は、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を、<math>G_1</math>、<math>\alpha_1</math>、<math>G_2</math>及び<math>P</math>は、令第二百二十九条の四第二項の表に規定する数値を表すものとする。</p> <p><math>\sigma</math> 応力度</p> <p><math>W</math> 令第八十七条に規定する風圧力によつて生ずる力</p> <p>三 前号の規定によつて計算した各応力度が、令第三章第八節第</p>

三款の規定による短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。この場合において、主要な支持部分に規格が定められた鋼材等を用いる場合にあつては、当該材料の引張強さを第一から第四までに規定する安全装置作動時の安全率で除して求めた数値を基準強度とすることができる。

三款の規定による短期に生ずる各力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。